明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（総務一五二）　一
〔人事異動〕
海上保安庁　八
〔官庁報告〕
財　政
日本放送協会平成二十九年度収支予算について（総務省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第百五十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の全部を改正し、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

平成二十九年四月十八日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　個人情報の取扱いに関する共通原則（第四条―第三十一条）
第三章　各種情報の取扱い（第三十二条―第三十八条）
第四章　雑則（第三十九条）

第一章　総則

（目的）

第一条　本ガイドラインは、電気通信事業の公共性及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とする。

（適用対象）

第二条　本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。

2　電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3　電気通信事業者は、第三章に規定する各種情報については、第二章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第三章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。

（定義）

第三条　本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電気通信事業者　電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に定める電気通信事業をいう。）を行う者をいう。

二　電気通信役務　電気通信事業法第二条第三号に定める電気通信役務をいう。

三　電気通信サービス　電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務及びこれに付随するサービスをいう。

四　利用者　電気通信役務を利用する者をいう。

五　加入者　電気通信事業者との間で電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。